

静岡県告示第379号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占有を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成31年4月16日から1週間一般の縦覧に供する。

平成31年4月16日

静岡県知事 川勝平太

1 道路の種類及び路線名

道路の種類	路線名	占有を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	414号	賀茂郡河津町逆川字向井田244番の1から 賀茂郡河津町逆川字向井田253番の11まで	下田土木事務所

2 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱（占有の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占有を制限する理由

緊急輸送路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占有の制限の開始の期日

平成31年4月23日

=====

静岡県告示第380号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占有を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成31年4月16日から1週間一般の縦覧に供する。

平成31年4月16日

静岡県知事 川勝平太

1 道路の種類及び路線名

道路の種類	路線名	占有を制限する区域	図面縦覧場所
県道	富士裾野線	富士市今宮字丸峰1195番の124から 富士市今宮字丸峰1195番の122まで	富士土木事務所

2 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱（占有の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成31年 4月23日

=====

**静岡県告示第381号**

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成31年 4月16日から 1週間一般の縦覧に供する。

平成31年 4月16日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 道路の種類及び路線名

道路の種類	路 線 名	占 用 を 制 限 す る 区 域	図 面 縦 覧 場 所
一般国道	150 号	榛原郡吉田町大幡字青柳境 1800 番の 5 から 榛原郡吉田町神戸字日の出 72 番の 4 まで	島田土木事務所

2 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成31年 4月23日